

○厚生労働省告示第 号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二条中「授けること」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員（将来職員になろうとする者を含む。）に対し、障害児の保護及び指導に関する理論及び技術を授けること」を加える。

第三条中「以下「養成」を「次条第一項において「技術者の養成」に、「及び」を「並びに」に改め、「技術者の研修」の下に「並びに障害児の保護及び指導に従事する職員の養成」を加える。

第四条第一項中「養成」を「技術者の養成及び職員の養成」に、「及びリハビリテーション体育学科」を「、リハビリテーション体育学科及び児童指導員科」に改め、同条に次の一項を加える。

7 児童指導員科においては、障害児の保護及び指導に従事する職員の養成を行う。

第五条に次の一項を加える。

3 児童指導員科の修業年限は、一年とする。

第八条に次の一項を加える。

5 児童指導員科に入学することができる者は、学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者又は保育士の資格を有する者で、総長が入学を許可したものとす。

第十三条中「従事しているもの」の下に「又は障害児の保護及び指導に従事する職員であつて、現に障害児の保護及び指導に関する事業に従事しているもの」を加え、同条第三号中「技術者」の下に「及び職員」を加える。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）とする。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）とする。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第一項の規定に基づき、障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 障害福祉サービス 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）
- 二 介護給付等対象サービス 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額

の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

三 補装具の購入又は修理 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（

平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからヘまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。
- イ 平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援

を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

- (一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者
 - (二) 障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者
- ロ (一) から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
 - (一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

- (二) 児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相

談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- (三) 障害児入所施設、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な

- 知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間
- (一) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- (二) 障害児通所支援事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者
- (三) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

二 ハの(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第 号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる

者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（障害者自立支援法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研

修（旧告示の別表第二に定める以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

二 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。）

別表第一

区分	科 目				時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	地域生活支援事業に関する講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメンツの展開に関する講義	自立支援協議会に関する講義	一一
演習	ケアマネジメントに関する演習				一一

別表第二

合		講義				区分	科	目	時間数	
	演習									
		ケアマネジメントプロセスに関する演習	地域支援に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	割に関する講義		障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義		六・五	
計										
		一	六	八						
									三二・五	
合									計	一八

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。
- イ 平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援

を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) 法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第

- 二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。）
- ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な

知識及び技術を修得したと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) 障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(三) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一

項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

ニ ハの(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃

止する件（平成二十四年厚生労働省告示第 号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

ニ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。）

別表第一

区分	科	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	二
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	二
	自立支援協議会に関する講義	二

別表第二

演習	講義				区分	演習
合	ケアマネジメントに関する演習	ケアマネジメントの手法に関する講義	地域支援に関する講義	割に関する講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割	ケアマネジメントに関する演習
合	ケアマネジメントプロセスに関する演習	ケアマネジメントの手法に関する講義	六	八	六・五	計
一八	一一	六	八	六・五	時間数	一二
計	三一・五					

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。
- イ 平成十八年十月一日において（一）又は（二）に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、（一）又は（二）に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援

を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

(二) 法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者

ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第

- 二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (三) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
- (四) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。）
- ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な

知識及び技術を修得したと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) 障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(三) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一

項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

ニ ハの(一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター又は同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからニまでのいずれかに該当する者であつて、イからニまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃

止する件（平成二十四年厚生労働省告示第 号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。）の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定める以上のものをいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修（都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものいう。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める以上のものに限る。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。）

ニ 平成十八年十月一日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（適用日前に研修の受講を開始し適用日以降に修了したものを含む。）

別表第一

区分		科	目	時間数
講義		障害福祉の動向に関する講義		二
		地域生活支援事業に関する講義		二
		相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義		二
		自立支援協議会に関する講義		二

別表第二

演習	講義				区分		
合	ケアマネジメントに関する演習	科	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	地域支援に関する講義	ケアマネジメントプロセスに関する演習	合
計	一八	目	六・五	八	六	一一	三一・五
演習 <td colspan="4" data-bbox="794 230 1268 421">講義 <th data-bbox="1066 230 1136 421">区分</th> </td>	講義 <th data-bbox="1066 230 1136 421">区分</th>				区分		
合	ケアマネジメントに関する演習	科	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	地域支援に関する講義	ケアマネジメントプロセスに関する演習	合
計	一八	目	六・五	八	六	一一	三一・五

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十五条の十二第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、別表第一の上欄に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

二 令第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

別表第一

通所給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第二十五条の十二第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第二

入所給付決定保護者の区分		額
一	次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二	令第二十七条の十三第一項第四号に掲げる者	五万円

附 則

平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十五条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十五条の十二第一項第二号又は第四号」とし、別表第二の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、三万四千円とする。

二 児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる入所給付決定に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入所給付決定に係る障害児の区分	額
一 十八歳未満の者	三万四千円

二

前項に掲げる者以外の者

二万五千円

○厚生労働省告示第 号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支

援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(1) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(2) 児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(3) 障害児入所施設、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害

者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(5) 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

(6) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、ロに掲げる資格を有する者並びに(1)から(5)までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。)

ロ (1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(2) 障害児通所支援事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

(3) 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

(5) 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

ハ ロの(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

ニ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 児童発達支援管理責任者研修（指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、イ又はロのいずれかの要件を満たしていること。

イ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労

働省告示第 号)、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第 号)及び指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第 号)(以下「障害児相談支援事業従業者基準」と総称する。)に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件(平成二十四年厚生労働省告示第 号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。)に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第 号)による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の別表第二に定める内容を行う研修(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」という。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者」という。)であること。

ロ この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう

。の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧相談支援事業従事者基準の別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること。

三 適用日から平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者については、二の要件を満たしているものとみなす。

四 適用日前に指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に規定する児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

五 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人

員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、適用日以降引き続き児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援又は指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所又は指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、一のイからハまでの期間が通算して三年以上である者であつて、二の規定を満たす者を児童発達支援管理責任者として置くことができる。

別表第一

区分	科		目	時間数
	講義	演習		
	児童発達支援管理責任者の役割に関する講義	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	六	
		サービス提供プロセスの管理に関する演習	十	
合			計	十九

別表第二

区分	講義			科目	時間数
障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義 ケアマネジメントの手法に関する講義 地域支援に関する講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	地域支援に関する講義	目	六・五 二 三
合	計			十一・五	時間数

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二十三条第四項及び第六十条第四項並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第十七条第四項に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針

一 適正な手続の確保

指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という

。第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定通所基準第三十七条及び指定入所基準第三十四条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本

とすること。ただし、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号及び第三号に掲げる者については、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第八十二条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める離島その他の地域

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第八十二条第五項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策

実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原

諸島

- 五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
- 六 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域

○厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定され

た特別豪雪地帯

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

十 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

○厚生労働省告示第 号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省令第三号）第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名中「第三条第十号」を「第三条第一項第十号」に改める。

第四号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「障害児入所施設」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一項中「第五条第二十項」を「第五条第二十四項」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）を次のように改め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第三号中「又は別表第二」を「から別表第三まで」に改める。

別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第三号関係）

区分	科	目	時間数	備	考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義		二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則	

実習	演習					
基礎的な介護と重度の肢体不自由者との	喀痰 ^{かくたん} 吸引等に関する演習	危険防止に関する講義② と支援に関する講義・緊急時の対応及び 経管栄養を必要とする重度障害者の障害 と支援に関する講義・緊急時の対応及び 危険防止に関する講義①	コミュニケーションの技術に関する講義 喀痰 ^{かくたん} 吸引を必要とする重度障害者の障害 と支援に関する講義・緊急時の対応及び 危険防止に関する講義①	基礎的な介護技術に関する講義		
三	一	三	三	二	一	
程	基本研修に相当する研修課	程 基本研修に相当する研修課	程 基本研修に相当する研修課			第四條及び第十三條に係る 別表第三第一号に定める基 本研修（以下「基本研修」 という。）に相当する研修 課程

<p>(注)</p> <p>この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。</p>	<p>合 計</p>	現場での実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供	外出時の介護技術に関する実習	コミュニケーションの技術に関する実習	
			三・五	二		
			二〇・五			

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文中「、第二百十四条第二項」を削る。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イ中「(6)まで」を「(5)まで」に改め、同イの(1)の(一)のaのiii中「障害者支援施設」の下に「児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）」を加え、同aのiv中「障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同(一)のb中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「該当するもの又は」の下に「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の」を加え、同bのi中「障害者支援施設」の下に「障害児入所施設」を加え、同bのii中「障害福祉サービス事業」の下に「児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事

業」を加え、同(1)の(二)のa中「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。)」を「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第号)、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第号)及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第号)(以下「相談支援事業従事者基準」と総称する。)」に、「のみ」を「又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件(平成二十四年厚生労働省告示第号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。)」に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第号)による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容」に改め、同(二)のb中「相談支援事業従事者基準」を「旧相談支援事業従事者基準」に、「適用日前又は適用日以後」を「平成二十四年四月一日前」に改め、「者」の下に「平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。」を加え、同号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを(3)から(5)までとし、同号ホ中「第

あつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

第一号に次のように加える。

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)(二)の要件を満たしているものとみなす。

第二号及び第三号中「及び(3)から(5)」を「から(4)」に改める。
別表第一中「、児童の分野」を削る。

別表第二中「障害者自立支援法」の下に「及び児童福祉法」を加え、「及び」を「並びに」に改め

、
「障害者の」を削る。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号口中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第二号イ中「又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。

）」を削り、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）の施行に伴い、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

各号列記以外の部分中「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に改める。

第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「ロからホまで」を「ロ及びハ」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額」を削り、同号中ロ及びハを削り、同号ニ

中「ホに掲げる者」を「ハに掲げる者」に、「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改め、「（同令第五十条の三第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）」を削り、同ニを同号ロとし、同号ホ中「ホ」を「ハ」に改め、同ホを同号ハとする。

第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同号イ中「又は老人保健法第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準負担額」を削る。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法第二十四条の二十第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第二十四条の二十一において準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百五十九号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十三号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において
障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及
び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）の施行に伴い、食事の提供に要す
る費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）は、
平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名、各号列記以外の部分及び第一号ハ中「第二十一条の三第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

別表第二中「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に改める。

別表第三の一の項中「第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費

又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額」に改め、同表の二の項中「第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費若しくは特例訓練等給付費の額に九十分の百（法第三十一条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十条第三項各号に定める額」に改める。

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本文を次のように改める。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 別表第一の上欄に掲げる入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以

下「法」という。)第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

二 別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に別表第三の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加えて得た額

別表第一中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表の二の項中「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に改める。

別表第二中「施設給付決定保護者の区分」を「入所給付決定保護者の区分」に改め、同表の一の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「第二十四条の二第二項(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。)」の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百(法第二十四条の五(法第六十三条の三の二第三項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。))の規定が適用される場合にあつては、百分の百を法第二十四条の五に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合(以下「都道府県特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。))に掲げる額」に改め、同表の二の項中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支

援」を「指定入所支援」に、「第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額」に改める。

別表第三中「施設給付決定保護者の区分」を「入所給付決定保護者の区分」に改め、同表の一の項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同表の二の項及び三の項を削り、同表の四の項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同表の二の項とする。

附則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第二十七条の二第一項第四号」を「第二十七条の二第三号」に、「第十七条第一項第二号又は第四号」を「第二十七条の二第二号又は第三号」に改める。

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第四百四十一号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省告示第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件（平成二十四年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年 月 日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表を次のように改める。

対象となる特定権利利益	対象者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以

下同じ。)に際し、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。)又は計画的避難区域(原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき、平成二十三年(二十一年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。)に営業所を有する者

<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十 九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十 九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項 の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費 等の支給を受けることができること。</p>	<p>岩手県（陸前高田市に限る。）又は 福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町 、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪 江町及び同郡葛尾村に限る。）に居 住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けた ことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支 援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限 る。）の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町 、同郡富岡町及び同郡大熊町に限 る。）に居住地を有する者</p>
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障 害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地 域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（ 平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。 ）附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規 定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、 同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内 村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡 浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館 村に限る。）に居住地を有する者</p>

<p>十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	
<p>整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内</p>

<p>通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村に限る。）に居住地を有する者</p>